

ペーフュンドルフ『自然法にもとづく人間と市民の義務』の翻訳をめぐって

前田俊文

一七世紀の自然法学者ザムエル・ペーフュンドルフ（一六三二—一九四）は、近代自然法学の歴史においてきわめて重要な二つの著作である『自然法と万民法（*De Jure Naturae et Gentium*）』（一六七一年）と『自然法にもとづく人間と市民の義務（*De Officio Hominis et Civis juxta Legem Naturalem*）』（一六七三年）を刊行した。これらも原文がラテン語で書かれているために、待望されつゝもなかなか邦訳はされなかつた。『自然法にもとづく人間と市民の義務』については、京都大学学術出版会の近代社会思想コレクションのシリーズ本（第一八巻）として邦訳が企画され、筆者に翻訳の依頼があり、一〇一六年九月に出版された。この翻訳の出版を期にペーフュンドルフに対する関心が高まり、学会やシンポジウム等が行われていて、本稿は、一〇一八年一〇月二八日に東京外国语大学で開催された、第四三回社会思想史学会の「近代の古典文献と社会思想史研究」セッションで筆者が行つた、翻訳に関する報告の要旨に加筆・修正を行つたものである。

はじめに

ペーフュンドルフが『自然法と万民法』の要約版として一六七三年に出版した『自然法にもとづく人間と市民の義

務』（以下『義務論』と略記する）は、当時のヨーロッパ知識人なら誰もが知っているベストセラーの教科書であった。ジョン・ロックは『教育に関する考察』（一六九三年）の中で、青年が市民法を学ぶための最初の必読書としてキケロの『義務について』とともに『義務論』の名前を挙げている（『自然法と万民法』はこの二冊を読了した後に読むよう薦めている）。¹⁾ 当時それほど読まれた著者と書物の名前が現在ではなぜ初学者用の教科書にも出てこないのである。

このセッションのそもそものきっかけは、京都大学学術出版会の近代社会思想コレクション・シリーズの意義を再考し、学術的価値があつても翻訳されず、日の目を見ることが少ない文献の刊行に関して問題提起をすることが始まりであった。そのテーマである「古典の意義と再考」にふさわしい一冊がこの『義務論』ではないか、と個人的には考えている。参考までに、京都大学学術出版会HPに記載されている社会思想コレクション刊行の理念に次のような一節がある。

「これまでの「翻訳の輸入」には、一つの重要な欠落がありました。すなわち、近代思想を育んだ歴史過程を軽視し、ひとまず「完成した」思想のみ翻訳してきた、ということです……近代の枠組そのものが搖らいでいるなかで、「そもそも近代とは何だったのか？」という問い直しをしようとするとき、その形成過程、すなわち「歴史」を知らずには、的確な答えを導くことはできません。現代の市民社会がますます錯綜を極めているなかで必要となるのは、近代思想とは何であったのかをあらためてその源泉に遡って確認し、混迷する社会状況を切り開いていくための新たな指針を打ち出すにある」（一部改）

中等までの学校教育の中では「完成したとは言えない」思想は除外し、完成された思想、すなわちいわゆる古典を紹介する」としかしない（できない）が、古典というのは現代の我々がたどり着いた知の到達地点（評価）から見

て、何が古典であるかを決めるのであって、その書物が書かれた時点ではその時代の古典はまだ存在していないのである。こうした観点から見ると、社会契約論やスコットランド啓蒙思想と呼ばれる思想群にはさまざまな思想家が登場して論壇を賑わせては消え、そこで濃密で活発な思想的交流や継承が行われていたことがわかる。その中でその時代を象徴する「完成品」が長年にわたる評価の試練を経た後に「古典」として生き残っていくのである。

その意味においては『義務論』は古典という名誉を得られなかつたのかもしれないが、その評価も今後の研究の進展の中で変わる可能性がある。少なくともブーフェンドルフあるいは『義務論』を抜きにしては理解ができない、あるいは理解が浅くなってしまう学問のジャンルが存在することだけは確かなのである。⁽²⁾

—『義務論』の普及と注釈学派の登場

ブーフェンドルフが著した『義務論』独自の思想史的意義あるいは社会思想史的意義を考える際には、その著作そのものの思想的な独創性や飛躍・完成度を見るばかりでなく、この書物が多くの人々に読まれたという事実に重点を置く必要があろう。具体的には、教養書としてばかりでなく、大学のテクストすなわち教科書として広く読まれたということ、その普及に尽力し解説を行つた注釈学者たちが存在したこと、その結果『義務論』を媒介して、あるいは『義務論』が思想的酵母となつてさまざまな新たな思想、著作が生まれたという、その思想的影響力にまず注目すべきであると思われる。⁽³⁾

それでは『義務論』はどれほど読まれたのであらうか。古い調査ではあるが、ホルスト・デンツィアー『ブーフェンドルフにおける道德哲学と自然法』(一九七二年)によれば、『義務論』はラテン語版、英訳版、独訳版、露訳版、

デンマーク語訳版、オランダ語訳版、イタリア語訳版、スペイン語訳版あわせて九九の版が出版されたと記録されている。⁽⁴⁾ ラテン語版に関しては、初版（一六七三年）から一七六九年までの六三の版をデンツァーは挙げているが、筆者が調べたところでは一七七五年までに七一の版を確認している。出版されてほぼ一〇〇年の間に原文のラテン語版だけでこれほど多くの版が発行されたというはある意味驚異的であろう。

しかも注目すべきは、これらの版は一六七三年の初版がそのまま発行され続けたわけではない点である。ちなみにプーフェンドルフ自身は初版以降本格的な改訂作業はしていない。一七〇三年頃から『義務論』普及に多大な貢献をしたバルベラック（一六七四—一七四四）やティティウス（一六六一一七一四）が自らの解説や脚注を付け加えたラテン語版の注釈版を刊行し始めている。そして彼らを注釈学派と呼べるのであれば、この注釈学派がプーフェンドルフ以上に彼の思想を伝え、普及させるのに貢献しているということである。一七一八年には、この注釈学派にグラスゴウ大学初代道徳哲学教授ガーシュム・カーマイケル（一六七二—一七二九）も加わる。

カーマイケルは『義務論』の注釈版を二版（一七一八年（グラスゴウ）、一七一四年（エディンバラ））出版している。一七一八年版は背表紙にpuffendorfとしか書かれておらず、本文も存在せず彼が書いた注釈のみの刊行であった。注釈者同士の交流も行われており、カーマイケルはプーフェンドルフの注釈を先んじて行っていたバルベラックに自分の注釈本（一七一八年版）を送り、バルベラックは返礼にライブニッツの手紙（一七〇六年四月二二日付、ヘルムシュタットのベーマー教授宛）が付録として付けられた仮訳版（一七一八年）をカーマイケルに送っている。⁽⁵⁾ このライブニッツの手紙（『プーフェンドルフの原理に対する忠告』）は、プーフェンドルフ自然法学のトータルな批判として後のプーフェンドルフ研究者が避けては通れない文献となつた。

こうした注釈者たちの登場によって、プーフェンドルフのテクストに脚注を付け、注釈することを通じて自らの思

想を展開し、思想交流するという学問形態が始まり、流行したのである。その中には、テクストそのものよりも注釈の方が重要なようなケースも見受けられ、たとえばグラスゴウ大学道徳哲学講座の後継者であるハチソンは「(ペーフュンドルフの)本文よりも(前任者であるカーマイケルが書いた)注釈の方がはるかに価値がある (much more value than the text)」として自らの師を称えている。⁽⁶⁾まさしくペーフュンドルフは思想的酵母として当時の啓蒙思想家たちの思想形成に一役買つていたのである。

なぜ『義務論』の注釈学派が当時登場したのか、その理由については以下のように推測されよう。一・大学等においてその不動の教科書的地位が確立されていたこと、二・記述が簡素で情報量が少なく、説明や補足が必要であったこと、三・論争的なテーマが多かつたこと、四・長期にわたって使用され続けたため、時代や変化に合わせる必要があつたこと、などである。

二 大陸自然法学と社会契約論、スコット・ランダム思想

『義務論』の翻訳作業の中で気づかされたことは、ホップズやロック、ルソーらの社会契約論者とペーフュンドルフが目指している自然法構築の目的が異なつてゐる点である。もちろんホップズ、ロック、ルソーとも問題意識は三者三様でそれぞれ違つてゐるが、大陸自然法学と社会契約論がもつとも異なつてゐる点は「ローマ法 (Roman Law)」への敬意である。イングランドはロモン・ローがあるので、概してローマ法への敬意が薄いのはわかるが、ホップズに至つては『リヴァイアサン』(一六五一年) 第一六章の中で、いじめ論じられる市民法 (Civil Lawes) はローマ法のことではないと明言しているように⁽⁷⁾意図的にローマ法を軽視しているようにも見える。ホップズは自

分で考案した一九の規則を自然法と称しているが、ローマ法に直接関係する内容はない。

ところがローマ法の継受を行ったヨーロッパ大陸では、ローマ法は「書かれた理性 (*ratio scripta*)」であり、長年権威として存在したローマ法を軽視はできないのである。ただし、古代のローマ法をそのまま使う」とはできないので近代的な再編を行う必要があった。ブーフェンドルフは『自然法と万民法』の第二版（改訂版、一六八四年）の序文で次のように述べている。

「自然法と万民法、すなわち、すべての人間と諸民族を義務づける法を学ぶために「必要な」きわめて多くの」とがローマ法の書物の中にあることは誰でも知っている。しかし、ローマ法の書物には実定的なものやローマの国家に特有な性質に適用されるものが数多く散在している。それらが相互に適切に区別されなければ、そこから生じる法についての知識は混乱せざるをえず、不安定となり、無駄な論争で満ちあふれるであろう。したがって、その中のいかなる事柄が自然法に關与し、また実定法に關することなのかを識別し、さらには自然法、つまり普遍的な法と、文字通りのローマ法、すなわちローマの国家に特有な法との間に厳密な境界線を引く、簡潔な要約本をローマ法の書物のために作ることは、きわめて有益であると私には思われるるのである」。（傍点筆者）⁽²⁾

ローマ法の伝統や権威を残存させつつ、新たな時代に対応した普遍的で体系的な自然法学を構築して、それを近代的な法整備にも活用しようとしたのが大陸自然法学の主要な目的だったといえよう。

『義務論』の出版地がヨーロッパ大陸諸国に偏り、英訳の版数が少なかったのはこうした背景があったと考えられる。そうした意味において、近代法の整備のためにローマ法を継受したオランダやスコットランドでクロティウスやブーフェンドルフ研究が盛んになつたのは自然の成り行きであった。

スコットランドでは、グラスゴウ大学で哲学の主要科目を教えるリージェント（クラス担任）たちが、『義務論』

を一七〇〇年前後から倫理学のテクスト（教科書）として採用し、新たに創設された道徳哲学講座でも担当教授が『義務論』を主要な教材として活用していたため、ブーフェンドルフ自然法学は講座の「伝統」的な題材として定着化していく。⁽¹⁾しかし、スコットランド啓蒙思想でのブーフェンドルフ自然法学受容は批判的受容といつていいものであった。たとえばバルベラックはブーフェンドルフ自然法学そのものの全面的批判はせず、あくまで部分的な「補足」や「補修」作業に徹している。それどころか『道徳哲学史』では、「(ブーフェンドルフ) 著作は、全てを総合すると、グロティウスの著作よりもはるかに有用である」と述べてブーフェンドルフへの礼賛を欠かさない。⁽²⁾

ところが道徳哲学講座初代教授カーマイケルはブーフェンドルフの自然法は世俗的すぎると批判し、自然神学的根拠をより明確にしようとする。この点ではライプニッツとも意見が一致していた。しかし、カーマイケルは注釈版第二版の中で、たしかに自分はライプニッツと見解が一致しているが、それはライプニッツの真似をしたのではなく、それ以前にそういう考え方を示していた点を強調する。この点をもう少し詳しく説明すると以下のようになる。

カーマイケルは自分の講義を学生に書き取らせる形式で行っていたようであるが、学生の要望、さらにはグラスゴウ大学出版会からの要請もあり、一七一八年に教材用のテクストを刊行することになった。このテクストは義務論の本文がない注釈のみの珍しい版であり、この本をグラスゴウ大学図書館に寄贈したマリが「この寄贈本以外は見たことがない」というメモを残しているほど発行部数の少ないものであった。一七二四年にエディンバラで改訂版が発行されるが、大きな変更点が二点あった。まず『義務論』の本文が掲載されたことであり、さらには序文が大きく書き換えられたことである。その背景としては、ブーフェンドルフの注釈版が増えてきたという現実を前にして、自分がそれらの注釈版の真似をしたのではないことを明らかにするためであり、自分の注釈が早い段階で完成したことを見明する必要があったからである。とくにカーマイケルが対応しなければならなかつたのが、ライプニッツのブーフェ

ンドルフ批判（『プーフェンドルフの原理に対する忠告』）である。カーマイケル自身の注釈の意図がライブニッツと酷似しているために、彼の影響を受けたのではないことをこの序文で弁明している。⁽²²⁾ いずれにしてもバルベラックとは違い、プーフェンドルフを批判することで自分の名を売ろうとする傾向がこれ以降強まっていく。

ハチスンは『道徳哲学綱要』（ラテン語版一七四一年、英語版一七四七年）の中で、自然法学の冒頭部分に倫理学の項（第一巻「倫理学の諸原理」）を新たに設けてプーフェンドルフの体系との違いを強調する。自然法学の骨格は維持しつつも、自らの独創的な主張をテクストに加えていくという、脱・プーフェンドルフ自然法学の動きが顕著になり、加速していくのである。ヒュームやスマスになると自然法の内容そのものに対する批判が起り、キリスト教倫理や慣習、ローマ法などの寄せ集めを自然法だと称して、細部まで規定するのは決疑論（casuistry）だとして理性主義的な正義論そのものを否定するようになる。⁽²³⁾ 受容というよりは反発に近いといえよう。

しかし、ヒュームやスマスに受け継がれていると思われるものもある。たとえばヒュームは、プーフェンドルフの自然法学に見られる以下のような考え方、すなわち、人間の意味付与（impositio）によって物質的世界に対して道德的世界が成立するとするエントニア・モラリア（entia moralia）の考え方や、効用を意識した人々が合意（コンヴェンション）によって言語、物の所有とその価値、人間の支配権などのルールを構築するという、条件的自然法の考えはヒュームの基本思想とも適合性が見受けられ、意識的かどうかは別としてプーフェンドルフから継承しているようにも見える。⁽²⁴⁾ スミスは倫理学の分野では決疑論的なプーフェンドルフ自然法学（正義論）を完全に否定しているが、法学講義では完全権、不完全権の区別は「ハチスンがプーフェンドルフにしたがって行った」と明言して、法学の対象を完全権に限定した。⁽²⁵⁾ スミスは法学講義ではローマ法から完全に脱却してはいないが、所有権、時効、契約、怠慢などにおいて、ローマ法のカテゴリーに「観察者」理論を入れていわばローマ法の道徳感情論化を試みている。

本報告の主旨からの逸脱とはなるが、スミス法学は記述が歴史的・実証主義的であり、その点ではブーフエンドルフよりもグロティウスに近いように思われる。スミスはグロティウスを高く評価していた。⁽¹⁶⁾

III 翻訳作業と翻訳の意義

翻訳する際に苦労した点はかなりあるが、まず、完全に信頼できる英訳版が見つからなかつたことがある。英訳版は三種類使用したが、どれも欠点があり全面的には依拠できなかつた（A版：F.G.Mooreによる訳、一九二七年B版：M.Silverthorneによる訳、一九九一年C版：A.Tookeによる訳、初版は一六九一年で第五版（一七三五年）を再編集したもの）。A版は語学者による直訳調で、原文に忠実であるが内容には踏み込めていない。B版は思想史研究者による意訳調で、こなれてはいるが誤訳もある。C版は一七三五年に出版された古い英訳（第五版、初版は一六九一年で一七一六年に改訂・増補される）で、原文にまつたく忠実ではなく、バルベラックの版に強い影響を受けており、原文にない文章まで本文に挿入されている。忠実な英訳版の枠を超えており、翻訳する上ではほとんど使い物にならなかつた。編者はブーフエンドルフの原著をまず読んで、次にバルベラックの関与を調べて、最後にこの英訳を読めと言つているほどで、おそらく翻訳されたのが名著革命後の絶対主義から議会主義への移行期で、政治的・宗教的に神経質な時代であつたことが影響していたのではないかと指摘されている。⁽¹⁷⁾

次に苦労した点は、『義務論』の対象となつてゐる分野が広すぎる点である。倫理学、神学、法学（とくに民法）、政治学、経済学にまで及ぶ。予備知識がない分野では注意を要した。とくに第一巻第一二～一六章は民法分野でローマ法のカテゴリーがほぼそのまま使用されているので、専門用語や内容などを民法（ローマ法）の専門家にチェック

してもらった。たとえば所有権の取得方法には「一次的なものがあり、「派生的 (derivativus)」と訳すのが思想史研究者には自然であるのだが、「伝来的」と訳すのが定番であると訂正させられたりした。こうした専門分野に合わせた用語の訂正がいくつかある。民法学者によるとブーフェンドルフのローマ法の整理方法は「オーソドックスなローマ法理解である」とのことであり、「民法総則の父」ではないか、などの感想が寄せられたが、当否については民法の専門家ではないので筆者には判断できない。

筆者が初めて『義務論』を手にしたのは大学三年生の時であった。ブーフェンドルフ研究に着手し始めて暗澹たる気持ちになつたのを覚えている。その理由はいくつかあるが、一・これまで授業でも聞いたことがない名前で単純に知らなかつた、二・重要な思想家かどうか判断がつかなかつた（※日本では政治思想史の分野でネガティブな評価が多かつた）、三・研究文献がほとんどなかつた、四・法哲学なのか政治思想史なのか経済思想史なのかジャンルがわからづらかつた、五・邦訳がなかつた（英訳はあるが原文がラテン語である）、ということであった。

初学者が直面するこれら五つの難点に対しても、日本語の翻訳書はほとんどの解答を与えてくれるという役割がある。バルベラックの言葉を借りれば、「死語で書かれた本をどんなに楽に読むことができるとしても、最も理解できるのはつねに母国語である」。^[18]それに加えて詳細な訳者解説があれば初学者のニーズにはほぼ完璧に応えてくれる。

翻訳（邦訳）が果たす役割は我々が考えている以上に影響力のあるものかもしれない。

翻訳をきっかけに研究が盛んになることもある。ロールズの『正義論』やピケティの『21世紀の資本』、マイケル・サンデルの『これからの正義の話をしよう』などは翻訳がブームに火をつけた側面が大きいといえるだろう。したがつて、古典文献を翻訳する意義は、まず、忘れられたかつての定番の著作を掘り起こし、古典といわれている著作を深く理解するきっかけになる、さらには、新たな研究ブームを起しきつかけになる、ということが指摘できる

のではなかろうか。

最後に、『義務論』の読者へのメッセージとしては、まず、序文を注意深く読んで欲しい、次に、ホップズ、ロック、ルソー、ヒューム、スミスとあわせて読んで欲しい、という」とある。序文はタイトルにあるように「善意ある読者」とわざわざ断つてはいることからわかるように、当時アーフェンンドルフがさまざまな方面から相当なバッシングを受けていたことが推測できる。最初は *benevolus* を「慈悲深い」と訳していたが、内容を読むにつれアーフェンンドルフは一部の「恶意ある」人々と戦つてゐる人がひしひしと伝わってきた、「善意ある」の訳語に変更したいきさつがある。本文はそつけない調子で書かれているが、その行間にある熱い思いは序文に一番あふれている。当時あるいは後世の啓蒙思想家たちとの関係についてであるが、アーフェンンドルフを読むことで社会契約論やスコットランド啓蒙思想の理解がさらに深まるることは疑いえない。たとえば、ロックの自然状態論や社会契約の構図はアーフェンンドルフと驚くほど共通している部分があり、ルソーには着想や用語の使い方などがアーフェンンドルフを連想させるものもある。アダム・スミスがなぜカーマイケルやハチスンの自然法学に反発したのか、『法学講義』Bノート（一七六六年と書かれているが、実際には一七六三年度の最後の講義と考えられている）序文でなぜアーフェンンドルフを槍玉に挙げて批判しているのか、『義務論』を読む」とより深く理解できるであろう。

我々は「古典」の定義を再考し、「当時よく読まれ、「古典」と言われる思想家たちの思想形成のベースになつた定番の書物」にまじめ、もしかしたら拡大すべきなのかもしない。

(一) Cf. John Locke, *Some Thoughts concerning Education, with introduction and notes by R.H.Quick, M.A.* (Cambridge: At The University Press, 1934), p.161. 服部知文訳『教育に関する考察』(岩波文庫、一九六七年)、一八九ページ。

(2) ディドロやルソーなどのフランス啓蒙思想ばかりでなく、以下指摘するスコットランド啓蒙思想における道徳哲学の発展と展開は、教科書として読まれていたクロティウスやブーフェンドルフ自然法学の継承と批判という側面に焦点を合わせることでより重層的に理解が深まるのである。それ以外にも経済思想史や法哲学、民法の分野の発展におけるブーフェンドルフの貢献も忘れてはならないだろう。前田俊文『ブーフェンドルフの政治思想』(成文堂、二〇〇四年)の補論「ブーフェンドルフの思想史的位置づけについて」を参照されたい。

(3) 「ブーフェンドルフは、理性法論の時代の独創的思想家の一人であった。かれが、法信仰に関する教養と情熱においてはクロティウスに、論理的な重みと政治的情熱においてはホップズにはるかに劣っていたことは、事実である。だがしかし、ブーフェンドルフの一中欧の私法発展に今日に至るまで及んでいる影響は、他の二人の影響より大きく、かつ一層直接的であった。…かれは、かくして、理性法論が実定法学に対し影響を及ぼすことを、はじめて可能ならしめたのである。…むろん、ブーフェンドルフの体系的業績は、理性法論の時代を超えて、存続した。ところは、それは民事法學によって永続的に採用されたからである」(マイアッカー著、鈴木禄弥訳『近世私法史』(創文社、一九六一年)、三七八ページ)。

(4) Cf. Horst Denzer, *Moral Philosophie und Naturrecht bei Samuel Pufendorf* (München: Verlag C.H.Beck, 1972), SS.362-366.

(5) *Natural Rights on the Threshold of the Scottish Enlightenment*, ed. by James Moore and Michael Silverthorne (Indianapolis : Liberty Fund, 2002), p. xiv.

(6) Cf. Francis Hutcheson, *A Short Introduction to Moral Philosophy* (Hildesheim: Georg Olms Verlagsbuchhandlung, 1969), p. i.

(7) ベルグラックは『自然法と私法』では「ブーフェンドルフは引用にかなり間違いがあつた」とし、長々と感想を込めて指摘している。『義務論』では「用がほとんどない」の問題は生じなかつた。「ブーフェンドルフ氏が非常に学識のある人物であり、博識であつた」と異議の余地はない。だが、彼は自分の考えを説明する方法よりも物事の本質の方にはるかに大きな関心を抱き、正確に古く技術を十分に磨かず、著作(とりわけ古代の著作)をこなさか性急に、原典よりもむしろ翻訳で読んでいた。……自分が引用するギリシャ語の文章の解釈において、時にはラテン語の解釈においてでも、頻繁に間違いを犯した。」ベルグラック著、門脇樹子訳『道徳哲学史』(京都大学学術出版会、一〇一七年)、四二〇—四二一ページ。

- (28) Thomas Hobbes, *Leviathan*, edited with an introduction by C.B.Macpherson (the Penguin English Library, 1968), p.311.
 水田英訳『レブリタニア』(1)】(東波文庫、一六二年版)「一九三〇年」。
- (29) S.Pufendorf, *De Jure Naturae et Gentium Libri Octo, Praefatio 1684* in *Samuel Pufendorf Gesammelte Werke* Band 4.1. (Berlin : Akademie Verlag, 1998), p.11.
- (10) ハーマイケルの画廊でアントワネットが大作の「スザンヌとアントワネット」(1778年)を鑑賞する場面が描かれていた。彼は「アントワネットが『懲り』を講義の教材として使いこなした痕跡が残る」と。Cf. John Loudon, *Dictata on ethics and metaphysics*, 1699-1700. Glasgow University Library, MS Murray 49. , 16世紀後半から17世紀初頭にかけて書かれた著述である。Cf. Michael Brown, *Francis Hutchison in Dublin, 1719-1730* (Dublin : Four Courts Press, 2002), p.16.
- (11) ベネチア、那覇、四日市、「一九三〇年」。
- (12) Cf. S.Pufendorf, *De Officio Hominis et Civis juxta Legem Naturalem Libri Duo, Supplementis & Observationibus in Academicae Juventutis usum auxiti & illustrativi*, G.Carmichael, 1724, *Lectori Beneficio*, p. xix.
- (13) カシウスは古代以降の決闘論者(casuists)である。トーマス・ベネチア、ベネチア、カナダの名前を挙げている。トマス・ベネチアは水田洋訳『道徳感情論』(トマス・ベネチア、一九〇一年)、リチャード・ジョンソンを参考された。
- (14) 前田俊文『前掲書』、二二二頁「トーマス・ベネチア」を参照された。
- (15) 水田洋・前田俊文他訳『トマス・ベネチア法學講義 1762-1763』(名古屋大学出版会、一九一一年)、六二一頁。
- (16) 「クロト・イカクサ、ホーリーの國政の講義をひくものも、やがての基礎であるが、も譲原理の体系は、ソレムニティの立場にあたえようとした最初の人であつたようと思われる。やがて、それが戦争と平和の法にかかわる論文が、やがてアントワネットが作成したのが、有名である。有名であるが、その問題は、ソレムニティの立場にあたえられたが、それは必ずしも完全な著作である」『道徳感情論』(トマス・ベネチア、一九〇一年)。
- (17) *The Whole Duty of Man, According to the Law of Nature*, translated by Andrew Tooke, edited and with an Introduction by Ian Hunter and David Saunders (Indianapolis : Liberty Fund, 2003), pp. ix-x.
- (18) ベネチア、那覇、四日市、「一九三〇年」。